

海老名市監査委員告示第 8 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき、平成18年3月20日付で提出された海老名市職員措置請求について、同法第242条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を別紙のとおり公表する。

平成18年5月18日

海老名市監査委員 三田 弘道

海老名市監査委員 重田 保明

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

(略)

(略)

(略)

### 2 請求の受理

本件措置請求は、所定の法定要件を具備しているものと認め、平成18年3月20日これを受理した。

### 3 請求の要旨

請求書に記載されている事項、請求人が提出した証拠書類及び請求人の陳述等から、請求の要旨を次のように解した。

#### (要 旨)

平成16年度の海老名市立学校教職員互助会（以下「互助会」という。）への事業補助金において、以下に記載のとおり海老名市立学校教職員互助会事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び海老名市補助金等の交付に関する規則（以下「規則」という。）に反する違法、不当な行為があった。

(1) 事業報告書を精査しないまま、交付額の確定を行った。

(2) 補助対象の文化活動事業費の映画鑑賞、厚生活動事業費のスポーツ観戦及び保健体育事業費の体育振興費への補助金の配分の仕方が不当であり、規則第3条第2項に違反している。

文化活動事業としての映画鑑賞について互助会会費から514,000円、個人負担金が4,486,000円も投入され、それに対して補助金が400,000円しか投入されていない。一方、厚生活動事業として報告されているスポーツ観戦について、互助会事業費が496,440円（互助会事業全体の7%、厚生活動費の19%）しか占めていないものに対し、補助金が1,000,000円も投入されている。

体育振興費として報告されているのは事業費38,900円のみであり、保健体育事業は無いに等しく、補助金を全く必要とされていない。

(3) 収支決算書によると、互助会事業費以外に個人負担金を含む決算は、事業規模の上げ底効果の役割を担っている。

(4) 市長は、規則第3条第1項、第12条及び第15条を適用し、措置を講ずる責任を怠った。

海老名市長は、前記会計処理を精査し、互助会に対する補助金の見直しをするとともに、市長はじめ関係者に対し必要な措置をとるよう請求する。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

請求書内容及び請求人の陳述、証拠書類から判断して、

- (1) 事業報告書を精査しないまま、交付額の確定を行ったか。
- (2) 補助対象の文化活動事業費の映画鑑賞、厚生活動事業費のスポーツ観戦及び保健体育事業費の体育振興費への補助金の配分の仕方が不当であり、規則第3条第2項に違反しているか。
- (3) 収支決算書によると、互助会事業費以外に個人負担金を含む決算は、事業規模の底上げを図る処理であるか。
- (4) 市長は、規則第3条第1項、第12条及び第15条を適用し、措置を講ずる責任を怠ったか。

以上により、市に損害を与えたかどうかを監査の対象とした。

### 2 監査対象部局

教育委員会 教育総務部 学校教育課

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法（以下「法」という。）第242条第6項の規定に基づき、平成18年4月24日に陳述の機会を設け、その際、陳述の参考資料として、「学校内での事件情報（インターネットより取得したもの）」が提出された。

### 4 請求人の証拠書類（資料－6以外は写し）

資料－1 平成17年12月20日付、神奈川新聞及び読売新聞の切抜き

資料－2 海老名市立学校教職員互助会事業費補助金交付要綱

資料－3 平成16年度海老名市立学校教職員互助会事業補助金の額の確定について

資料－4 事業成果書

資料－5 平成16年度海老名市立学校教職員互助会収支決算書

資料－6 平成16年度補助金対象事業

## 5 職員の事情聴取

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、平成 18 年 4 月 28 日に教育委員会教育総務部学校教育課長（海老名市立学校教職員互助会事務局長）、同課副主幹から事情を聴取した。

## 第 3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

請求について監査した結果、次の事実が確認できた。

#### (1) 補助金の交付について

平成 16 年 4 月 1 日、互助会は、互助会事業補助金の交付を受けるため、海老名市に対して規則第 4 条に定める互助会事業補助金交付申請書を提出した。

同日、海老名市はこれを受理し、規則第 5 条に基づいて平成 16 年 5 月 6 日付けで交付決定した。

#### (2) 支出手続き

支出手続きは、法第 232 条の 3 及び海老名市予算決算会計規則第 64 条の規定に基づき平成 16 年 5 月 6 日に支出負担行為を行い、平成 16 年 5 月 25 日に地方自治法施行令第 162 条による概算払いにより支出した。

#### (3) 同事業については、平成 17 年 3 月 31 日付けで、事業実績報告書が提出され事業が完了していることが確認された。

### 2 監査委員の判断

本件措置請求については、監査委員の合議により次のように決定した。

今回の「平成 16 年度 海老名市立学校教職員互助会」への事業補助金に係る措置請求については、交付の目的どおり履行がされており、違法又は不当な財務会計上の行為を行い、市に損害を与えたという事実はなく、本請求には理由がないものと判断する。

判断に至った理由は以下のとおりである。

## 「理 由」

本件補助金の補助の対象については、交付要綱第 3 条で、互助会が当該年度に実施する事業「補助事業」に要する経費のうち補助金交付の対象として、市

長が認める経費「補助対象事業費」について、当該年度の予算の範囲内で補助すると規定されている。

上記の「補助事業」は互助会運営のために必要な事務事業を含め、互助会が行う事業全体を対象としている。

また、「補助対象事業費」は、補助目的を達成するために必要となる経費であり、補助金交付申請時に提出された予算書によれば、文化活動事業費、厚生活動事業費に補助金の使途が明記され、保健体育事業費は互助会費で賄うこととされている。市長はこれらの使途を審査した上で互助会事業全体に対し補助金交付を決定している。

請求の要旨(1)の市は事業報告書を精査しないまま交付額確定を行っているとの主張であるが、補助金の確定については、事業の実施状況の確認はもとよりそれに伴う経費についても関係帳簿、帳票類の書面を精査し、あるいは聞き取りを実施し交付決定内容に適合しているか確認している。

請求の要旨(2)の各事業への補助金の配分の仕方の不当性については、補助金交付申請の際に添付された事業計画書と収支予算内訳書に沿った予算執行が行われ、その内容について事業成果書及び収支決算書を添付した実績報告書等を監査した結果、会費と補助金の配分に偏りがみられるものの、各事業は交付の目的どおり履行されていると判断する。

なお、各事業費への補助金の投入について、個々に検証すると次のとおりである。

文化活動事業費及び厚生活動事業費に係る事業は、希望者全員が参加できず機会の平等を与えることから、抽選となる事業もあり、各種事業の参加に伴うチケットの供与にあたっては、希望者数、購入枚数、購入金額等を考慮し、受益者から相応の負担を求める個人負担金の割合を設定する必要性がある。各種チケットの原価に対する個人負担は、芸術鑑賞は、原価が他と比べ高いため概ね2割負担、映画鑑賞は一人当たり1,000円、スポーツ観戦は一組1,000円となっている。映画鑑賞は、原価が他のチケット代金と比べて廉価であるが、ある程度の個人負担金を徴収する理由は、補助目的以外に使われる可能性もあり、全員に無償配布となると、金銭の供与につながりかねないことからである。

このような状況をふまえて、個人負担金の徴収額を基に、会費と補助金の割合が決まるため、事業により事業額に対して補助金額等の配分を異にすることとなった。その結果、補助金額の割合が高いものや低いものが生じた。

また、体育振興費については、互助会費のみで実施されているが、保健体育

等の増進のための事業として実施されており事業費が低額であることのみをもって交付要綱に反しているとまではいえない。予算、参加人数ともに他の事業と比べて少ない理由は、学校週休二日制に伴い、放課後の福利厚生への時間調整に困難をきたしていることによるものであるが、引続き事業内容、参加者増への検討が行われている。

補助目的に沿った事業を実施するために、会費及び市補助金をどの事業にいくら配分、充当するかは、事業運営上、互助会の判断において行うべきものであり、市は個別の事業にまで用途の特定を求めているとはいえない。よって規則第3条第1項・第2項に違反したとはいえない。

請求の要旨(3)の個人負担金を含める会計処理を不当とする主張については法第210条で、一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない、と定めており、これを準用した会計処理がなされている。

また一般的には、補助対象事業の経費が補助金で賄われない部分は補助事業者の自己負担に帰することとなるが、受益者等の第三者の負担で充当することもありうることを考えると、その措置が通常行われている会計処理を逸脱しているとはいえない。

ただし、福利厚生制度はすべての職員に公平に行き渡ることが前提であり、今後個人負担金を充てる事業については会員である教職員の意向を十分把握しつつ、各事業の実効性を上げていくために更なる検討が望まれる。

以上により、地方公務員法第42条に規定する職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項に寄与していることを否定する理由はなく、規則第12条及び第15条を適用する必要性はないものと判断する。

#### 「付 言」

本補助金は厳しい財政状況等を勘案し、年々見直しが行われているところである。市は教職員の福利厚生事業について、地方公共団体としての責任を果たす一方で、今後も市民の理解が得られるよう、互助会に対してより効率的で適正な事業の執行を働きかけるなど、常に時代に即応した制度への見直しを図ることを期待する。